

農業用ドローンの活用に関する Q & A

令和 7 年 3 月
国土交通省
農林水産省

※ ドローンにより農薬散布を行う際は、国土交通大臣の承認を得るに当たり、飛行範囲の外側に立入管理区画を設ける等の措置を講じる場合を除き、原則、補助者の設置が必要となります。

Q 完全自動運航を認めてほしい

A 航空法では、離陸から着陸までの完全自動運航は禁止していません。完全自動運航を行う際には、不具合発生時の対応も含めて操作介入等を必要としない機能を有する設計であり、かつ、その機能に関して十分な信頼性を有することを製造者が証明できる場合を除き、原則として非常時にオペレーターが操作介入できるようにしておく必要があります。

Q オペレーター 1 人での複数機の運航を認めてほしい

A 航空法では、オペレーター 1 人での複数機の運航は禁止していません。

Q ほ場ごとの飛行日誌の作成を 1 日単位の作成にしてほしい

A 単一の飛行エリア内で同一ミッションの飛行を連続的に実施する場合は、複数回飛行させても、飛行記録はまとめて記載可能です。
途中で電源の停止やバッテリーの交換、作動を行ったとしても 1 飛行として取り扱います。